

「くまもとグリーン農業」 宣言制度スタート



「くまもとグリーン農業」とは？

安 全・安心な農産物を生産・供給するとともに、熊本県の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるため、土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学肥料や化学合成農薬を削減するなど、環境にやさしい農業への取り組みのことで。



これまでの取り組み

化 学肥料及び化学合成農薬の使用量は平成元年と比較して60%減少し、エコファーマーの認定数も全国第4位(平成23年3月末現在)になるなど、一定の成果はあがっていますが、熊本県農業全体から見ると、取り組みを行っている農業者の割合はまだ少ないのが現状です。



「くまもとグリーン農業」のさらなる拡大を目指して

農 業の持つ環境保全機能を向上し、きれいで豊かな熊本の地下水と自然環境を守っていくため、既存の制度を活用した取り組みと併せて、くまもとグリーン農業に取り組む農業者を消費者や企業等が支援するなど、県民一人ひとりが参加できる運動を展開していきます。



「くまもとグリーン農業」推進方針

- くまもとグリーン農業の取組拡大(生産者の拡大)
- 環境にやさしい施肥・防除技術の普及・開発
- 家畜排泄物の利用促進及び土づくりとの連携
- グリーン農業により生産された農産物の販路拡大
- 消費者や流通関係者へのPR活動
- 県民をあげた取り組みの展開



「くまもとグリーン農業」推進のための制度

- 生産宣言・応援宣言制度
- ・生産者のグリーン農業への自発的な取り組みを促します
- ・消費者がグリーン農業に果たす役割を意識できます
- ・企業等にはグリーン農業への関わり方の表明となります

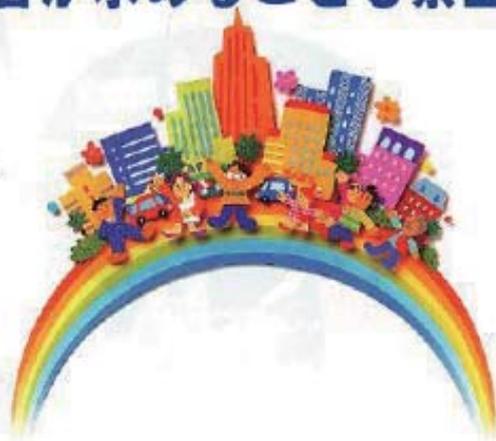
※生産宣言・応援宣言制度に取り組む場合は、阿蘇市を通じて熊本県知事に申出書を提出する必要があります。



政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



選挙管理委員会からのお知らせ

環境にやさしい農業へ



阿蘇市の安全・安心な農産物の販売戦略活動への取り組み

○取り組みの目的

阿蘇市で生産され、自然環境に配慮した安心・安全な農作物等の知名度向上や販路拡大を図るため、地産地消の中核である農産物直売所と連携・協力し、阿蘇市のイメージキャラクター「五岳くん」「火の子ちゃん」を活用した販売を行います。

○阿蘇市農産物直売所

販売促進協議会の設立

●安心・安全な農作物等の販売促進

●販売促進物品の作成（看板・チラシ・ポスター）

●参加直売所間で相互に商品の補完や大口取引への対応

○安心・安全な農作物の基準

①有機農産物・有作くん・特別栽培農産物・エコファーマー対象の農作物

②①以外のくまもとグリーン

※安心・安全な農作物の目印として、直売所で販売

する農作物に阿蘇市イメージキャラクターを活用

したシールを貼り付ける予定です。

○対象となる農作物の種類

阿蘇市内の農地で市内在住の生産者により作られた農作物など。

○参加直売所

道の駅波野「神楽苑」・道の駅阿蘇・はな阿蘇美・ふれあい市場「あかみず」・四季彩いちのみや・特産物直売所アゼリア・JA内牧支所店舗



詳細は、農政課農業振興係（☎22・3274）までお問い合わせください。

みんなで徹底しよう「三ない運動」



ここでの寄附とは「財産上の利益となるものを与える、または与える約束をすること」です。選挙に関する、関しないうを問わず、選挙区内への人や団体への寄附は全て禁止されています。

また、政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことができません。（問い合わせ先：阿蘇市選挙管理委員会 ☎22・3239）